

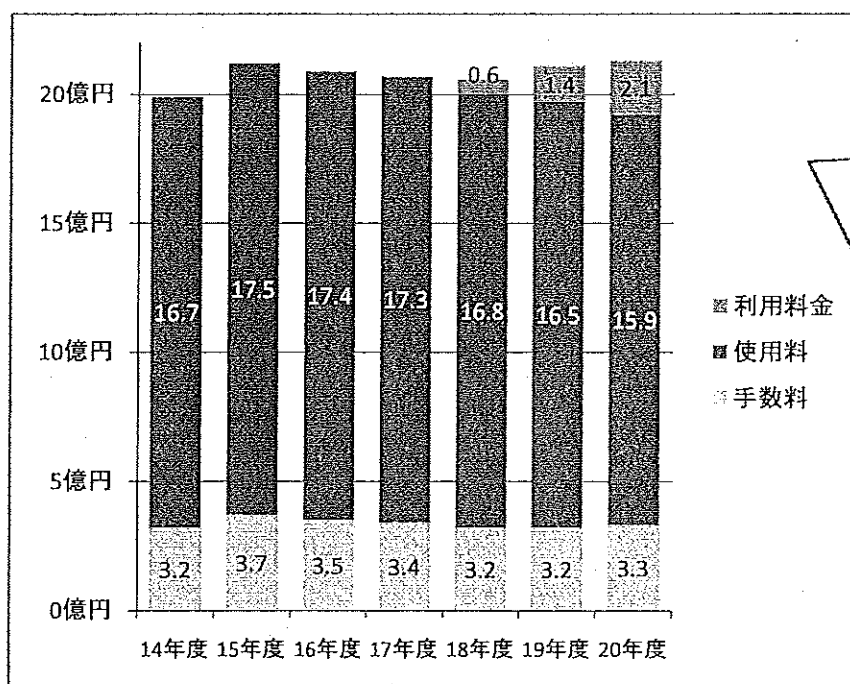
使用料、手数料の状況について[補足資料]

1 収入額と占める割合（茨木市の一般会計 20年度決算）

(1) 使用料・手数料の決算額 19.2億円（使用料15.9億円、手数料3.3億円）

(2) 歳入総額に占める割合 2.6%（19.2億円/741億円）

2 年度別決算額の推移（利用料金収入含む）



○15年度は、全庁的な見直しにより増加した。
使用料1.3倍、
証明手数料
150円⇒300円 等

○18年度以降は、指定管理者制度の導入に伴う利用料金制の実施により使用料は減少するが
市民会館等▲6千万円
プール▲6千万円 等
利用料金収入を含んだ収入額は、17から18億円程度を推移している。

3 指定管理者制度導入後の状況

本市は平成18年度以降、民間活力等の活用による市民サービスの向上と施設管理の効率化を図るため、公共施設の管理運営を民間事業者任せに「指定管理者制度」を導入しており、18年度には市民会館や福祉文化会館を、19年度以降はプールや忍頂寺スポーツ公園等を直営から指定管理に移行しております。

「指定管理者制度」における施設の利用料は、管理者である民間事業者の収入となり市の収入になりませんが、その代わりに市は、民間事業者に施設使用料を除いた委託料を支払うことにより、経費メリットを得ております。（利用料金制度）

18年度以降の指定管理者の収入となる利用料金を含んだ収入額は、17から18億円となっており、ほぼ同額か若干増加傾向にあります。